

平成24年11月定例会

# 議案説明資料 予算に関する説明書

商工労働部

## トータルコストについて

トータルコストは、事業ごとに事業費と人件費を一体としたコストを表します。あくまで、費用対効果を判断するための参考表記ですので、職員定数と厳密には一致していません。

また、人役については、表示単位未満四捨五入で表示しており、結果が0.0人役となるものについては、人件費を0としています。

平成24年11月定例会 議案説明資料目次

商工労働部

【予算関係】

(一般会計)

議案番号	件名	課名	頁
議案第1号	平成24年度鳥取県一般会計補正予算		
	1 補正予算説明資料	(総括表)	1
		商工政策室他	2
		雇用人材総室	3
		(労働政策室) (雇用就業支援室) 産業振興総室 (企業立地推進室) (新事業開拓室)	5
	2 歳入歳出事項別明細書		9
	3 節の明細		11
	4 債務負担行為に関する調書	雇用人材総室 産業振興総室	12

【予算関係以外】

議案番号	件名	課名	頁
議案第21号	鳥取県立高等技術専門校の位置、名称等を定める条例の一部改正について	雇用人材総室	15

報告番号	件名	課名	頁
報告第2号	議会の委任による専決処分の報告について (6) 鳥取県個別労働関係紛争の解決の促進に関する条例の一部改正について	雇用人材総室	19

## 【補正予算】

商工労働部 (単位:千円)

課名	補正前の額	補正額	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
【一般会計】								
産業振興総室	6,266,405	872,670	7,139,075				872,670	
一般会計合計	17,177,964	872,670	18,050,634	0	0	0	872,670	

## 説明

【商工政策室他】

[制度改正]主要製造業再生支援事業

【雇用人材総室】

(労働政策室)

[債務負担行為]職業訓練事業費

(雇用就業支援室)

[制度創設]「労働移動」緊急対策事業

【産業振興総室】

(企業立地推進室)

企業立地事業補助金

850,000

[債務負担行為]企業投資促進のための工業団地再整備事業補助金

(新事業開拓室)

経営革新支援事業

20,000

(公財)鳥取県産業振興機構運営費交付金事業

2,670

平成24年度一般会計補正予算説明資料

- 7 款 商工費
  - 1 項 商業費
    - 4 目 貿易振興費
  - 2 項 工鉱業費
    - 1 目 工鉱業総務費
    - 2 目 中小企業振興費

- 商工政策室(内線:7212)
    - 経済通商総室[通商物流室](内線:7659)
    - 雇用人材総室[人材育成確保室](内線:7233)
    - 産業振興総室[企業立地推進室](内線:7664)
    - 産業振興総室[新事業開拓室](内線:7657)
- (単位:千円)

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
[制度改正] 主要製造業再生 支援事業	0	0	0					
トータルコスト	0	0	0	(補正に係る主な業務内容)				
従事する職員数	0.0人	0.0人	0.0人	—				
工程表の政策目標(指標)	—							

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

グローバル競争激化、円高など、厳しい事業環境にある大手国内メーカーの製造拠点統廃合の動きは、本県主要製造業である電気機械関連を中心に事業縮小又は廃止等の影響をもたらしており、本年度9月補正において、県内での再生を図る雇用規模100人以上の製造業を支援することとしたところである。

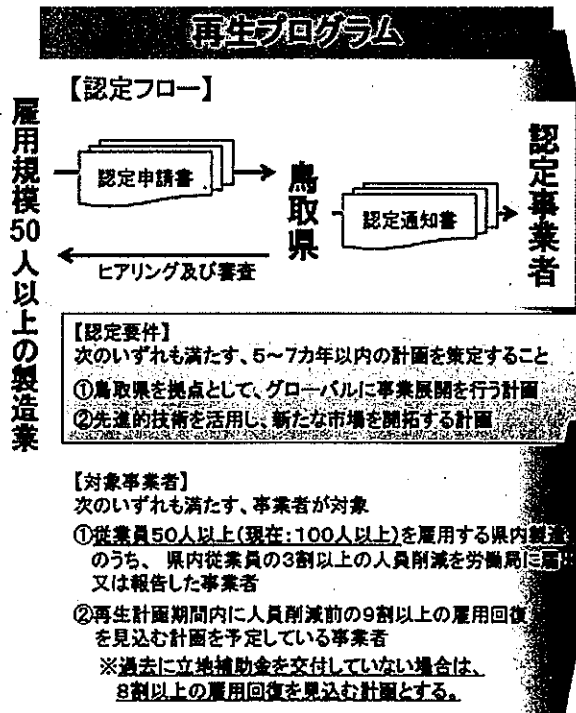
※電気機械産業の製造品出荷額に占める割合(H22) ⇒ 鳥取県52.1% > 全国15.3%  
 ※鉱工業生産指数(H17=100) (H24年8月現在) ⇒ 鳥取県:68.0 (電子・デバイス:52.6、電気機械:54.2)  
 全国:90.2 (電子・デバイス:96.3、電気機械:88.3)

[制度改正の内容]

- ① 国内メーカーの事業再編は、県内製造業を支える雇用規模が100人未満の事業所にも影響(受注減・事業縮小等)が及ぶことから、雇用規模を50人以上の事業所に拡大する。
- ② 再生プログラムの認定について、過去に企業立地事業補助金(投資固定資産への補助)の交付を受けていない場合に限り、雇用回復要件を8割以上の回復(現在:9割以上)とする。

2 主な事業内容

雇用規模50人以上(現在:100人以上)の製造業者が、本県を拠点として先端的技術を活用し、新市場の開拓などグローバルに展開することで再生に取り組む場合、事業者が策定した再生プログラムを認定し、研究開発、人材育成、設備投資及び貨物利用に対する経費の一部を補助する。



認定事業者に対してパッケージ支援

<p><b>研究開発</b></p> <p>※ 先端的技術開発に要する経費の一部を補助する。 (補助率) 2/3 (限度額) 1億円※人件費含む</p>									
<p><b>人材育成研修</b></p> <p>※ 先端的技術の活用による生産体制構築等のために必要な人材育成に要する経費の一部を補助する。 (補助率) 1/2 (限度額) 60万円/人</p>									
<p><b>設備投資</b></p> <p>※ 製造・研究開発等を集約した拠点工場等の設備投資に要する経費の一部を補助する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>研究開発拠点</th> <th>製造拠点</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>補助率</td> <td>40% 研究開発施設: 30% 先進技術: 5% 拠点化: 5%</td> <td>20~25% 製造拠点施設: 10~15% 先進技術: 5% 拠点化: 5%</td> </tr> <tr> <td>限度額</td> <td>30億円</td> <td>50億円</td> </tr> </tbody> </table>		研究開発拠点	製造拠点	補助率	40% 研究開発施設: 30% 先進技術: 5% 拠点化: 5%	20~25% 製造拠点施設: 10~15% 先進技術: 5% 拠点化: 5%	限度額	30億円	50億円
	研究開発拠点	製造拠点							
補助率	40% 研究開発施設: 30% 先進技術: 5% 拠点化: 5%	20~25% 製造拠点施設: 10~15% 先進技術: 5% 拠点化: 5%							
限度額	30億円	50億円							
<p><b>貨物利用</b></p> <p>※ 坑港定期航路を利用した場合に、経費の一部を補助する。 (補助金額) 25,000円/TEU (限度額) 2,500万円</p>									

3 これまでの取組状況、改善点

事業縮小等を検討されている企業グループに対して、本事業を説明の上、本県での再生に向けた検討を依頼しており、事業者側からは、前向きに検討いただいているところではあるが、当面の事業整理等が優先し、再生プログラム提出までには至っていない状況である。

引き続き、県内企業を訪問しながら、事業縮小等を検討される企業グループに対して、本事業を含め行政支援策の活用を働きかけていく。

平成24年度一般会計補正予算説明資料

5款 労働費

2項 職業訓練費

雇用人材総室〔労働政策室〕(内線:7223)

2目 職業訓練校費

(単位:千円)

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
[債務負担行為] 職業訓練事業費	(債務負担 行為額 9,713 446,024	(債務負担 行為額 93,727 0	(債務負担 行為額 103,440 446,024	(債務負担 行為額 93,727				
トータルコスト	611,772	0	611,772	(補正に係る主な業務内容)				
従事する職員数	20.6人	0.0人	20.6人	-				
工程表の政策目標(指標)	セーフティネットとしての職業訓練の充実:求人企業・求職者双方のニーズに応える訓練の実施							

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

求職者を対象とした職業訓練を実施し、就職に必要な知識・技能の習得の機会を提供し、求職者の早期就職の促進を図る。

2 主な事業内容

民間への訓練委託を早期に行い、年度当初から訓練を開始することで、離職者の早期就職につなげるため、平成25年度第1四半期に実施する離職者対象訓練に係る債務負担行為を設定する。(3月から訓練生募集を開始)

<平成25年度第1四半期に実施する離職者訓練に係る債務負担行為額>

定員245名(東部:120名、中部:30名、西部:95名)

年度	債務負担行為額	備考
H25年度	65,377	介護系、パソコン系などの短期訓練
H26年度	28,350	介護福祉士養成科(2年コース)
計	93,727	

【参考】背景

鳥取県の有効求人倍率は平成21年7月以降全国平均を上回る状況が続いていたが、平成23年9月に鳥取県の有効求人倍率が全国の有効求人倍率を下回った。以降全国の有効求人倍率が回復する一方で鳥取県の有効求人倍率は依然として低迷状態が続いており、県内の雇用情勢は厳しい状況である。

<有効求人倍率(9月)>

鳥取県 0.69倍(東部:0.62倍、中部:0.80倍、西部:0.84倍)

全国 0.81倍

3 これまでの取組状況、改善点

・厳しい雇用情勢に対応するため、引き続き離職者訓練の定員を大幅に拡充している。

・平成23年度離職者対象訓練実績

就職者数:773名、就職率:86.9%(平成24年9月末時点)

平成24年度一般会計補正予算説明資料

5 款 労働費  
 1 項 労政費  
 1 目 労政総務費

雇用人材総室〔雇用就業支援室〕(内線:7229)  
 (単位:千円)

事業名	補正前	補正	計	財 源 内 訳				備 考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
[制度創設] 「労働移動」緊急対策事業	0	0	0					
トータルコスト	0	0	0	(補正に係る主な業務内容)				
従事する職員数	0.0人	0.0人	0.0人	—				
工程表の政策目標(指標)	—							

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

生産量の減少等に伴う人員削減により離職する人を正社員として受け入れた県内企業に対して奨励金を支給することで、企業間の「労働移動」を支援し、雇用の維持・安定を図る。

(1) 対象となる離職者

送出企業が、(財)産業雇用安定センターの移籍支援を受けるため当該センターに求職登録した離職予定者(送出企業離職後も対象)

(2) 対象となる送出企業・受入企業

①送出企業と受入企業が経済的に独立(親会社、子会社、関連会社の相互間の労働移動は対象外)

②鳥取県地域産業活性化基本計画で集積業種として指定された業種(31業種)

- 電子部品・デバイス・電子回路製造業
- 電気機械器具製造業
- 情報通信機械器具製造業
- プラスチック製品製造業
- 非鉄金属製造業
- 金属製品製造業
- 輸送用機械器具製造業
- 生産用機械器具製造業
- 食料品製造業
- パルプ・紙・紙加工品製造業
- 木材・木製品製造業
- 繊維工業
- 道路貨物運送業
- 倉庫業
- 各種商品卸売業
- 情報サービス業
- 学術・開発研究機関 など

2 主な事業内容

(1) 奨励金の額 1人あたり100万円(6ヶ月ごとに50万円)※正規雇用創出奨励金と同額

(2) 支給要件

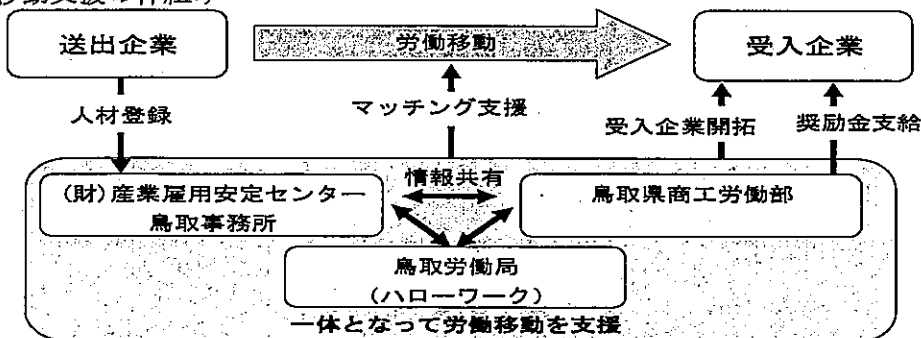
<送出側の主な要件>

- 最近3か月の生産量等が前年同期に比べ10%以上減少している。
- 最近3か月の雇用保険被保険者数が、前年同期に比べ増加していない。

<受入側の主な要件>

- 雇入れの日の6か月前～正規雇用から1年経過後までに事業主都合解雇がない。

(3) 労働移動支援の仕組み



3 これまでの取組状況、改善点

電気機械関連産業を中心に事業縮小や事業再編に伴う従業員の再配置が進められており、今後、離職を余儀なくされる人が多数でくる可能性があることから、緊急的な離職者対策が必要である。

平成24年度一般会計補正予算説明資料

7款 商工費  
2項 工鉱業費  
1目 工鉱業総務費

産業振興総室[企業立地推進室] (内線:7664)  
(単位:千円)

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
企業立地事業補助金	1,989,588	850,000	2,839,588				850,000	
トータルコスト	2,007,289	850,000	2,857,289	(補正に係る主な業務内容)				
従事する職員数	2.2人	0.0人	2.2人	—				
工程表の政策目標(指標)	県外企業の誘致促進: 県外からの新規誘致を実現する 県内企業の新增設の促進: 県内企業の新增設の増加を図る							
事業内容の説明 1 事業の目的・概要 企業立地等事業助成条例に基づき、工場等の新增設企業に対し企業立地事業補助金を交付することにより、企業立地の促進及び雇用機会の拡大を図り、県内経済の活性化に資する。								
2 主な事業内容 <本年度補助金交付予定事業>								
	当初	今回補正	合計					
新增設件数	34件	14件	48件					
新規雇用者数	265人	533人	798人					
投資額	16,894,150千円	5,731,009千円	22,625,159千円					
補助金額	1,989,588千円	850,000千円	2,839,588千円					
<増額の理由> ○平成24年度当初予算成立時以降に県外からの新たな企業誘致及び県内企業の新增設の動きがみられ、当初想定していた以上の企業数の立地が見られたため、増額補正を行うもの。 ・新たに新增設の動きがあった件数: 14企業・総投資額5,731,009千円・雇用増加533名								
<補助制度の概要>								
対象事業	製造業	自然科学研究所	ソフトウェア業、機械設計業、コンテンツ事業	情報処理・提供サービス業				
要件	投下固定資産額	1億円超	3千万円超	3千万円超	3千万円超			
	新規常時雇用者数	10人以上	技術者等5人以上	技術者等5人以上	20人以上(含パート)			
補助金額	投下固定資産額	10~15%	30%	10%	10%			
	リース料・賃借料	操業開始から1年間のリース料・賃借料×1/2						
	補助限度額	30億円	10億円	10億円	2億円			
加算措置	○戦略的推進分野、先進的技術又は県内資源の活用、著しい雇用を伴う事業で知事が特に認めたもの ・特に著しい雇用増加が伴うと知事が認めるもの ・製造・開発等を集約した拠点化と知事が認める工場 ○大規模災害発生懸念のある地域からリスク分散のために立地を行うもの							
※1 県内中小企業については要件を緩和(3千万円、3人以上の雇用) 2 投下固定資産額、新規常時雇用者数によって補助率、補助限度額が異なる。								
3 これまでの取組状況、改善点 ・企業のニーズ、経済情勢の変化に応じて、助成制度の充実を図っている。 ・企業立地推進本部で各関係機関と情報の共有化を図り、全庁的な企業立地活動を行っている。								

平成24年度一般会計補正予算説明資料

7 款 商工費  
 2 項 工鉱業費  
 1 目 工鉱業総務費

産業振興総室[企業立地推進室](内線:7664)  
 (単位:千円)

事業名	補正前	補正	計	財 源 内 訳				備 考								
				国庫支出金	起 債	その他	一般財源									
[債務負担行為] 企業投資促進の ための工業団地 再整備事業補助 金	(債務負担 行為額 337,975)  352,807	(債務負担 行為額 260,000)  0	(債務負担 行為額 597,975)  352,807				(債務負担 行為額 260,000)  0									
トータルコスト	353,612	0	353,612	(補正に係る主な業務内容)												
従事する職員数	0.1人	0.0人	0.1人													
工程表の政策目 標(指標)	県外企業の誘致促進: 県外からの新規誘致を実現する 県内企業の新增設の促進: 県内企業の新增設の増加を図る															
事業内容の説明 1 事業の目的・概要 企業投資の促進を図るため、既存工業団地において、市町村が行う団地の再整備に要する経費の一部を補助する。																
2 主な事業内容 新規誘致案件に伴う工業団地再整備事業補助金における予算の補正を行うものである。																
[補助事業の概要] ○布袋工業団地 鳥取市が布袋工業団地において行う貸事業所の整備に係る経費の一部を補助する。 本事業は、債務負担行為により実施する。																
(単位:千円)																
<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>債務負担の期間</th> <th>事業費</th> <th>補助対象経費</th> <th>県補助金</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成25年度 ～27年度</td> <td>520,000</td> <td>520,000</td> <td>260,000</td> </tr> </tbody> </table>									債務負担の期間	事業費	補助対象経費	県補助金	平成25年度 ～27年度	520,000	520,000	260,000
債務負担の期間	事業費	補助対象経費	県補助金													
平成25年度 ～27年度	520,000	520,000	260,000													
[補助制度の概要] (1) 補助要件 ・市町村又は土地開発公社が取得し、又は造成した工場等の用に供するための一団の土地。 ・次に掲げるいずれかの企業の立地を伴う事業であること。 ア 投資額1億円以上かつ新規常時雇用労働者数10人以上 イ 新規常時雇用労働者数20人以上																
(2) 補助対象事業																
<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>団地区域内</th> <th>団地区域外</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>用地造成(再整備により必要となる補償費を含む)及び道路、排水施設、上下水道等の改築、貸事業所の整備</td> <td>道路、排水施設の新設又は改築</td> </tr> </tbody> </table>									団地区域内	団地区域外	用地造成(再整備により必要となる補償費を含む)及び道路、排水施設、上下水道等の改築、貸事業所の整備	道路、排水施設の新設又は改築				
団地区域内	団地区域外															
用地造成(再整備により必要となる補償費を含む)及び道路、排水施設、上下水道等の改築、貸事業所の整備	道路、排水施設の新設又は改築															
(3) 補助金 補助対象経費に1/2を乗じた額(限度額3億円)																
3 これまでの取組状況、改善点 ・平成21年度に制度を創設し、すでに6件の工業団地整備を行っている。企業の大規模投資、県外企業の誘致促進に繋がっている。 ・当該案件は7件目であり、企業のニーズに応じた既存工業団地の有効利用を図っている。																



平成24年度一般会計補正予算説明資料

7 款 商工費

2 項 工鉱業費

2 目 中小企業振興費

産業振興総室[新事業開拓室](内線:7657)

(単位:千円)

事業名	補正前	補正	計	財 源 内 訳				備 考
				国庫支出金	起 債	その他	一般財源	
経営革新支援事業	(債務負担 行為額 80,000) 228,369	(債務負担 行為額 20,000) 20,000	(債務負担 行為額 100,000) 248,369				(債務負担 行為額 20,000) 20,000	
トータルコスト	239,633	20,000	259,633	(補正に係る主な業務内容) 補助金交付決定・支払等				
従事する職員数	1.4人	0.0人	1.4人					
工程表の政策目標(指標)	県内中小企業者の経営革新支援: 県内中小企業者の経営革新計画承認件数及び経営革新計画達成企業割合の増加 (計画承認件数の増加: 440件、計画達成企業割合の増加: 40%→60%)							

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

県内産業の高付加価値化を図るため、県内中小企業による中小企業新事業活動促進法に基づく経営革新計画の策定を促し、計画に基づく新事業展開や経営向上に向けた取組の実施を支援する。

※ 経営革新計画とは、中小企業新事業活動促進法に基づき中小企業者が作成する、新商品開発や新たなサービス展開等の取組と具体的な数値目標(付加価値額:年平均3%以上、経常利益:年平均1%以上)を含んだ中期(3~5年)のビジネスプラン

2 主な事業内容

経営革新支援補助金について、平成24年度の申請見込み額が、当初の想定を上回る状況であるため、増額補正を行う。

<経営革新補助金>

(単位:千円)

当初予算額	今回補正額	計
80,000	20,000	100,000
(申請見込) 40件	—	(申請見込) 40件

[参考]経営革新支援補助金の制度概要

補助対象者	県内に事業所又は工場を有する中小事業者
補助内容	補助金上限額:5,000千円、補助率:1/2以内、補助期間:最長24か月
補助対象事業	①マーケティング戦略構築事業 ②新商品開発事業 ③人材育成事業 ④販路開拓事業

※ 事業計画が来年度以降にもまたがるものであるため債務負担行為を設定する。  
(平成25年度から平成26年度まで)

平成24年度一般会計補正予算説明資料

7款 商工費

2項 工鉦業費

産業振興総室〔新事業開拓室〕(内線:7657)

2目 中小企業振興費

(単位:千円)

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
[債務負担行為] (公財)鳥取県産業振興機構運営費交付金事業	277,273	(債務負担行為額 3,341) 2,670	(債務負担行為額 3,341) 279,943				(債務負担行為額 3,341) 2,670	
トータルコスト	285,319	2,670	287,989	(補正に係る主な業務内容) 専門展示会出展事業に係る交付金交付事務				
従事する職員数	1.0人	0.0人	1.0人					
工程表の政策目標(指標)	産業振興機構との連携による販路開拓活動の活発化(展示会出展企業の1社当たり商談発生件数の増加:60件)							
事業内容の説明								
<p>1 事業の目的・概要 (公財)鳥取県産業振興機構が行う経営サポートセンター事業(専門展示会出展事業-専門フェアにブース設置)に要する経費を助成することで、県内中小企業の販路拡大を支援するとともに、本県の産業振興の計画や企業支援施策等の情報発信を行う。</p> <p>2 主な事業内容 (公財)鳥取県産業振興機構が平成25年度に出展を計画している専門展示会のうち、24年度内に支払いが必要な次の展示会に係る出展料を助成する。 併せて当該展示会の装飾業務委託料等について、債務負担行為を設定する。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・2013NEW環境展(H25.5.21~5.24、於:東京ビッグサイト)(新規)</li> <li>・第17回機械要素技術展(H25.6.19~6.21、於:東京ビッグサイト)(H22年度より出展)</li> </ul> </div> <p>[現在の執行計画] ア 当初予算額(専門展示会出展事業) 18,787千円 ・7つの専門展示会に係る出展料(5,127千円)、装飾委託料(11,200千円)、旅費等(2,460千円) イ 今回補正額 2,670千円(2つの専門展示会に係る出展料) ウ 債務負担行為額 3,341千円(2つの専門展示会に係る装飾委託料2,850千円、旅費等491千円)</p> <p>3 これまでの取組状況、改善点 産業振興機構が県内外に配置したマネージャーやコーディネーターとよく連携しながら受発注情報を提供・取引あっせんし、企業の販路開拓を支援している。展示会出展による商談案件について成約に向けて継続的にフォローを行っていく。 (平成24年6月に出展した機械要素技術展では1社当たり12件の商談を継続中。)</p>								

平成24年度11月補正予算歳入歳出事項別明細書(商工労働部)

(単位:千円)

款 項 目	7 款 商工費								
	節 別	補正前	補正額	補正後	うち商工労働部				
					補正前	補正額	補正後	2 項 工総業費	
							補正前	補正額	補正後
1 報 酬	54,068		54,068	35,110		35,110	17,440		17,440
2 給 料	450,362		450,362	301,482		301,482	122,826		122,826
3 職 員 手 当 等	226,633		226,633	151,713		151,713	61,809		61,809
4 共 済 費	218,555		218,555	159,025		159,025	88,419		88,419
5 災 害 補 償 費									
6 恩 給 及 び 退 職 年 金									
7 賞 金									
8 報 償 費	306,161		306,161	297,612		297,612	292,368		292,368
9 旅 費	77,878		77,878	41,003		41,003	19,084		19,084
費 用 弁 償	8,514		8,514	5,365		5,365	2,222		2,222
普 通 旅 費	43,548		43,548	22,443		22,443	8,178		8,178
特 別 旅 費	25,816		25,816	13,195		13,195	8,684		8,684
10 交 際 費									
11 需 用 費	56,646		56,646	25,917		25,917	12,134		12,134
12 役 務 費	40,842		40,842	23,707		23,707	9,082		9,082
13 委 託 料	1,185,090		1,185,090	297,722		297,722	230,294		230,294
14 使用料及び賃借料	110,292		110,292	77,462		77,462	20,529		20,529
15 工 率 請 負 費	18,774		18,774						
16 原 材 料 費									
17 公 有 財 産 購 入 費									
18 備 品 購 入 費	2,666		2,666	2,666		2,666	2,500		2,500
19 負担金、補助及び交付金	7,816,780	872,670	8,689,450	7,229,975	872,670	8,102,645	4,866,174	872,670	5,738,844
20 扶 助 費									
21 貸 付 金	3,336,491		3,336,491	3,285,307		3,285,307	288,927		288,927
22 補償、補填及び賠償金									
23 償還金、利子及び割引料									
24 投 資 及 び 出 資 金	3,000		3,000	3,000		3,000			
25 積 立 金									
26 寄 付 金									
27 公 課 費									
28 繰 出 金	19,110		19,110	19,110		19,110	19,110		19,110
予 備 費									
計	13,923,348	872,670	14,796,018	11,950,811	872,670	12,823,481	6,050,696	872,670	6,923,366
財 源 内 訳	国 庫	296,475		296,475					
	地 方 債	1,203,000		1,203,000	1,203,000	1,203,000	3,000		3,000
	そ の 他	2,847,307		2,847,307	2,112,577	2,112,577	296,241		296,241
	一 般 財 源	9,576,566	872,670	10,449,236	8,635,234	872,670	9,507,904	5,751,455	872,670

(単位:千円)

款 項 目								商工労働部 合計		
		1目 工鉱業総務費			2目 中小企業振興費			補正前	補正額	補正後
		補正前	補正額	補正後	補正前	補正額	補正後			
節 別		補正前	補正額	補正後	補正前	補正額	補正後	補正前	補正額	補正後
1	報 酬	15,066		15,066	2,121		2,121	307,727		307,727
2	給 料	122,826		122,826				435,474		435,474
3	職 員 手 当 等	61,809		61,809				219,141		219,141
4	共 済 費	49,009		49,009	4,047		4,047	254,330		254,330
5	災 害 補 償 費									
6	恩 給 及 び 退 職 年 金									
7	賃 金							133,906		133,906
8	報 償 費	181,100		181,100	111,268		111,268	637,995		637,995
9	旅 費	6,085		6,085	12,335		12,335	56,506		56,506
	費用弁償	1,486		1,486	72		72	12,600		12,600
	普 通 旅 費	3,825		3,825	4,353		4,353	27,305		27,305
	特 別 旅 費	774		774	7,910		7,910	16,601		16,601
10	交 際 費									
11	需 用 費	3,494		3,494	8,640		8,640	77,403		77,403
12	役 務 費	4,165		4,165	4,917		4,917	37,796		37,796
13	委 託 料	6,169		6,169	224,125		224,125	2,221,996		2,221,996
14	使用料及び賃借料	4,121		4,121	16,408		16,408	135,023		135,023
15	工 事 請 負 費							8,745		8,745
16	原 材 料 費									
17	公 有 財 産 購 入 費									
18	備 品 購 入 費				2,500		2,500	5,719		5,719
19	負担金、補助及び交付金	2,687,130	850,000	3,537,130	1,423,043	22,670	1,445,713	8,853,187	872,670	9,725,857
20	扶 助 費							304		304
21	貸 付 金				288,927		288,927	3,553,418		3,553,418
22	補償、補填及び賠償金									
23	償還金、利子及び割引料									
24	投資及び出資金							217,759		217,759
25	積 立 金							2,369		2,369
26	寄 付 金									
27	公 課 費							56		56
28	繰 出 金				19,110		19,110	19,110		19,110
	予 備 費									
	計	3,140,974	850,000	3,990,974	2,117,441	22,670	2,140,111	17,177,964	872,670	18,050,634
財源内訳	国 庫							420,391		420,391
	地 方 債							1,203,000		1,203,000
	そ の 他	88		88	296,153		296,163	5,829,803		5,829,803
	一 般 財 源	3,140,886	850,000	3,990,886	1,821,288	22,670	1,843,958	9,724,770	872,670	10,597,440

節 の 明 細

項	目	金額(千円)等
7款 商 工 費		
2項 工 鉱 業 費		
1目 工 鉱 業 総 務 費		
負担金、補助 及び交付金	・ 鳥取県企業立地事業補助金	850,000
2目 中 小 企 業 振 興 費		
負担金、補助 及び交付金	・ 経営革新支援補助金 ・ (公財) 鳥取県産業振興機構運営費交付金	20,000 2,670

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額  
又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

追加

事 項	限 度 額	前年度末までの 支出(見込)額		当該年度以降の 支出予定額		左 の 財 源 内 訳			一 般 財 源
		期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源			
						国 庫 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
平成24年度 緊急雇用創出事業費	千円 450,000		千円 0	平成25年度	千円 450,000	千円	千円	千円 450,000	千円
平成24年度 職業訓練事業費	93,727		0	平成25年度から 平成26年度まで	93,727	93,727			
平成24年度 県立高等技術専門校機械警備委託	1,551		0	平成25年度から 平成27年度まで					1,551
平成24年度 倉吉高等技術専門校訓練用パソコン賃借料	3,604		0	平成25年度から 平成28年度まで					3,604
平成24年度 米子高等技術専門校寄宿舎給食業務委託	10,386		0	平成25年度から 平成27年度まで	10,386				10,386

事 項	限 度 額	前年度末までの 支出(見込)額		当該年度以降の 支出予定額		左 の 財 源 内 訳			一 般 財 源
		期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源	国 庫 支 出 金	地 方 債	
平成24年度 工業団地再整備 事業補助	千円 260,000		千円 0	平成25年度から 平成27年度まで	千円 260,000	千円	千円	千円	千円 260,000
平成24年度 公益財団法人鳥 取県産業振興機 構運営費交付金	3,341		0	平成25年度	3,341				3,341

変更

事 項	限 度 額		前年度末までの 支出(見込)額		当該年度以降の 支出予定額		左 の 財 源 内 訳			
			期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源			一 般 財 源
							国 庫 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
		千 円		千 円		千 円	千 円	千 円	千 円	
平成24年度 経営革新支援事 業補助	補 正 前 の 額	補助金総額80,000千円 を限度として、平成24 年度に交付決定した額 から平成24年度に交付 した額を差し引いた額		0	平成25年度から 平成26年度まで	限度額 に同じ				
	補 正 額	補助金総額20,000千円 を限度として、平成24 年度に交付決定した額 から平成24年度に交付 した額を差し引いた額		0	平成25年度から 平成26年度まで	限度額 に同じ				
	補 正 後 の 額	補助金総額100,000千円 を限度として、平成24 年度に交付決定した額 から平成24年度に交付 した額を差し引いた額		0	平成25年度から 平成26年度まで	限度額 に同じ				



区分	鳥取県立高等技術専門校の位置、名称等を定める条例の一部改正について
提出理由及びその概要	<p>1 提出理由 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行により、職業能力開発促進法の一部が改正され、条例で公共職業訓練の基準等を定めることとされたことに伴い、今回当該基準を定めるものである。</p> <p>2 概要</p> <p>(1) 県が設置する職業能力開発施設で実施する職業訓練について、県内の現状を踏まえ課程ごとに教科、訓練時間、設備その他の事項について基準を定める。</p> <p>(2) 鳥取県立高等技術専門校（以下「専門校」という）以外の施設により行うことが迅速かつ効果的な職業訓練については、専門校の行う職業訓練とみなすことができるものとする等、専門校以外の施設で行うことができる職業訓練を定める。</p> <p>(3) 職業の転換を必要とする求職者及び新たな職業に就こうとする求職者のうち知事が定めるものに対しては、受講料を徴収しないこととする。</p> <p>(4) 職業訓練指導員の資格を定める。</p> <p>(5) その他所要の規定の整備を行う。</p> <p>(6) 施行期日は、平成25年4月1日とする。</p> <p>●改正のポイント 公共職業訓練の基準等を条例で定めるに当たっては、省令の基準を参酌等して定めることとされており、基本的には省令の基準に倣っており現状と変わりはないが、一部で独自基準を設けた。</p> <p>①職業訓練の基準等（改正条例第3条～4条） ・職業訓練の基準について本県の現状を踏まえ、省令の基準を参酌等して条例で定めることとし、詳細については鳥取県立高等技術専門校規則で対応する。</p> <p>②専門校以外の施設で行うことができる訓練（改正条例第4条第1項） ・国が省令で示す基準と同一の規定とした。</p> <p>③在職者訓練の民間教育機関等への委託を可能にする（独自基準：改正条例第4条第2項） ・これまで民間教育機関等へ委託できる訓練は法律により離職者向けの訓練とされており、在職者訓練は施設内（倉吉・米子高等技術専門校）での実施のみとなっていた。 ・働きながら訓練を受けたいなどの要望もあり、企業の底力アップへの支援となることから訓練が県内どの地域でも提供できるよう、在職者訓練についても民間教育機関等への委託が可能となる規定とした。</p> <p>④無料とする公共職業訓練（改正条例第9条） ・国が省令で示す基準と同一の基準を規定した。</p> <p>⑤普通職業訓練における職業訓練指導員の資格（改正条例第11条） ・国が省令で示す基準と同一の基準を規定した。</p>

鳥取県立高等技術専門校の位置、名称等を定める条例の一部を改正する条例

鳥取県立高等技術専門校の位置、名称等を定める条例（昭和44年鳥取県条例第37号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前		
<p><u>(趣旨)</u></p> <p>第1条 この条例は、職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号。以下「法」という。）の規定に基づき、鳥取県立高等技術専門校（以下「専門校」という。）の位置、名称、<u>職業訓練の基準、職業訓練指導員の資格</u>その他専門校の運営について必要な事項を定める<u>ものとする。</u></p> <p><u>(専門校の位置及び名称等)</u></p> <p>第2条 専門校の位置及び名称は、次の表のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="217 904 778 949"> <tr> <td>略</td> </tr> </table> <p>2 <u>専門校の行う職業訓練の訓練課程は、普通課程及び短期課程とする。この場合において、第4条第2項に規定する職業訓練のうち知事が適切と認めるものについては、法第15条の6第3項の規定により、専門校の行う職業訓練とみなす。</u></p> <p><u>(職業訓練の基準)</u></p> <p>第3条 <u>専門校の行う普通課程の職業訓練に係る法第19条第1項の条例で定める基準は、次のとおりとする。</u></p> <p>(1) <u>訓練の対象者は、学校教育法（昭和22年法律第26号）による高等学校を卒業した者又はこれと同等以上の学力を有すると認められる者とする<u>こと。</u></u></p> <p>(2) <u>訓練生の数は、訓練科ごとに50人以下と<u>すること。</u></u></p> <p>(3) <u>教科は、訓練の対象となる技能及びこれに関する知識を習得させるために適切と認められる科目とし、その科目の訓練を適切に行うことができると認められる方法（通信の方法を含む。）、設備及び職業訓練指導員により実施<u>すること。</u></u></p> <p>(4) <u>訓練期間は、1年以上4年以下で訓練を適切に行うことができると認められる期間と<u>すること。</u></u></p> <p>(5) <u>訓練時間は、1,400時間以上と<u>すること。</u></u></p> <p>(6) <u>訓練期間1年以内ごとに、学科試験及び実技</u></p>	略	<p><u>(目的)</u></p> <p>第1条 この条例は、職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号。以下「法」という。）<u>第16条第3項</u>の規定に基づき、鳥取県立高等技術専門校（以下「専門校」という。）の位置、名称その他専門校の運営について必要な事項を定める<u>ことを目的とする。</u></p> <p><u>(位置及び名称)</u></p> <p>第2条 専門校の位置及び名称は、次の表のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="823 904 1375 949"> <tr> <td>略</td> </tr> </table>	略
略			
略			

試験を行うこと。ただし、最終の回の試験は、法第21条第1項の規定による技能照査をもって代えることができる。

2 専門校の行う短期課程の職業訓練に係る法第19条第1項の条例で定める基準は、次のとおりとする。

(1) 訓練の対象者は、職業に必要な技能及びこれに関する知識を習得しようとする者とする。

(2) 教科は、訓練の対象となる技能及びこれに関する知識を習得させるために適切と認められる科目とし、その科目の訓練を適切に行うことができると認められる方法（通信の方法を含む。）及び設備により実施すること。

(3) 訓練期間は、1年以下で訓練を適切に行うことができると認められる期間とすること。

(4) 訓練時間は、12時間以上とすること。

(専門校以外の施設で行うことができる職業訓練)

第4条 法第15条の6第1項ただし書の条例で定める職業訓練は、短期課程に準ずる職業訓練とする。

2 法第15条の6第3項の条例で定める職業訓練は、専門校以外の施設により行うことが迅速かつ効果的な職業訓練とする。

(利用の許可)

第5条 専門校を利用しようとする者は、規則で定めるところにより、知事の許可を受けなければならない。

(入校選考手数料の徴収)

第6条 普通課程の職業訓練を受けるため専門校の入校選考を受けようとする者に対しては、入校選考手数料を徴収する。

2 略

(入校料の徴収)

第7条 普通課程の職業訓練を受けるため専門校への入校を許可された者に対しては、入校料を徴収する。

2 略

(授業料の徴収)

第8条 略

(利用の許可)

第3条 専門校を利用しようとする者は、知事の許可を受けなければならない。

(入校選考手数料の徴収)

第4条 専門校が実施する公共職業訓練で職業能力開発促進法施行規則（昭和44年労働省令第24号。以下「省令」という。）第9条に規定する普通課程（以下「普通課程」という。）の職業訓練を受けるため入校選考を受けようとする者に対しては、入校選考手数料を徴収する。

2 略

(入校料の徴収)

第5条 専門校の入校選考に合格した者のうち普通課程の職業訓練を受けるため専門校への入校を許可された者に対しては、入校料を徴収する。

2 略

(授業料の徴収)

第6条 略

(受講料の徴収)

第9条 専門校の短期課程に在籍する者に対しては、受講料を徴収する。ただし、職業の転換を必要とする求職者及び新たな職業に就こうとする求職者のうち知事が定めるものに対しては、受講料を徴収しない。

2 前項の受講料の額は、1時間につき200円とする。ただし、特に高度な技能を習得するために行うものとして規則で定める職業訓練に係る受講料の額は、1時間につき1,700円を超えない範囲内で規則で定める。

(授業料等の減免)

第10条 略

(職業訓練指導員の資格)

第11条 法第28条第1項の条例で定める者は、次のいずれかに該当する者とする。

- (1) 法第28条第1項の規定による都道府県知事の免許を受けた者
- (2) 職業訓練に係る教科に関し、学校教育法による大学を卒業した者で、その後4年以上の実務の経験を有し、かつ、知事が指定する講習を修了したもの
- (3) 前2号に掲げる者と同等以上の能力を有すると知事が認める者

(規則への委任)

第12条 この条例に定めるもののほか、専門校の普通課程及び短期課程の訓練科、訓練生の定員、訓練期間その他専門校の運営について必要な事項は、第3条に規定する基準に従って規則で定める。

(受講料の徴収)

第7条 専門校が実施する公共職業訓練で省令第9条に規定する短期課程に在籍する者（公共職業訓練のうち法第23条第1項に規定するものを受ける求職者を除く。）に対しては、受講料を徴収する。

2 前項の受講料の額は、1時間につき200円とする。ただし、特に高度な技能を習得するために行うものとして規則で定める訓練に係る受講料の額は、1時間につき1,700円を超えない範囲内で規則で定める。

(授業料等の減免)

第8条 略

(規則への委任)

第9条 訓練課程の訓練科、訓練生定員、訓練期間その他必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

区 分	<p>議会の委任による専決処分の報告について                  (6) 鳥取県個別労働関係紛争の解決の促進に関する条例の一部改正について                  (平成24年11月2日専決)</p>
提 出 理 由 及 び 概 要	<p>1 提出理由                  特定独立行政法人等の労働関係に関する法律の一部改正に伴い、所要の改正を行う。</p> <p>2 概 要                  (1) あっせんについて定めた規定中、引用する特定独立行政法人等の労働関係に関する法律の名称を改める。                  (2) 施行期日は、平成25年4月1日とする。</p> <p>&lt;参考&gt;                  国有林野の有する公益的機能の維持増進を図るための国有林野の管理経営に関する法律等の一部を改正する法律（平成24年6月27日 法律第42号 平成25年4月1日施行）により、国有林野事業が国営企業による事業でなくなることから、国有林野事業に従事する職員についての労働関係に関する特例も廃止されることになり、特定独立行政法人等の労働関係に関する法律（以下「法」という。）の題名が次のとおり改正された。</p> <p style="text-align: center;">特定独立行政法人等の労働関係に関する法律                  ↓                  特定独立行政法人の労働関係に関する法律</p> <p>「特定独立行政法人等」とは、改正前の法第2条第3項において、「特定独立行政法人及び国有林野事業を行う国の経営する企業をいう。」と定義されていた。このたびの改正において同項は削除され、法の題名から「等」の文字も削除された。</p>

鳥取県個別労働関係紛争の解決の促進に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県個別労働関係紛争の解決の促進に関する条例（平成14年鳥取県条例第6号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(あっせん)</p> <p>第4条 知事は、個別労働関係紛争（労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第6条に規定する労働争議に当たる紛争、<u>特定独立行政法人の労働関係に関する法律</u>（昭和23年法律第257号）第26条第1項に規定する紛争並びに労働者の募集及び採用に関する事項についての紛争を除く。以下この条及び第6条において同じ。）について、当該個別労働関係紛争の当事者（以下「紛争当事者」という。）の双方又は一方からあっせんの申請があった場合には、あっせんを行うものとする。</p> <p>2・3 略</p>	<p>(あっせん)</p> <p>第4条 知事は、個別労働関係紛争（労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第6条に規定する労働争議に当たる紛争、<u>特定独立行政法人等の労働関係に関する法律</u>（昭和23年法律第257号）第26条第1項に規定する紛争並びに労働者の募集及び採用に関する事項についての紛争を除く。以下この条及び第6条において同じ。）について、当該個別労働関係紛争の当事者（以下「紛争当事者」という。）の双方又は一方からあっせんの申請があった場合には、あっせんを行うものとする。</p> <p>2・3 略</p>

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。